

施策名	目標4－1国内及び国際的な循環型社会の構築										担当部局名	環境再生・資源循環局総務課 循環型社会推進室		
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等の着実な実行及び、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等の推進により、国内及び国際的な循環型社会の形成を図る。										政策評価実施予定時期	令和7年8月	政策評価実施時期	
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等を推進し、国内及び国際的な循環型社会の形成を目指す。										政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進		
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	・第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定) ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・第五次循環型社会形成推進基本計画 ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和5年6月追補版)													
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
1資源生産性 (GDP／天然資源等投入量)(万円/トン)	25.3	H12年度	60.0	R12年度	- 45.7	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。		
2 入口側の循環利用率(循環利用量／総物質投入量)(%)	10.0	H12年度	19.0	R12年度	- 16.5	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。		
3 出口側の循環利用率(循環利用量/廃棄物発生量)(%)	35.8	H12年度	44.0	R12年度	- 44.1	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。		
4 廃棄物最終処分量(百万トン)	56.0	H12年度	11.0	R12年度	- 12.3	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。		
5 循環型社会ビジネス市場規模(兆円)	40.0	H12年度	80.0	R12年度	- 56.4	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。		
6 廃棄物処理、リサイクル分野の輸出額推移(億円)	1979	R2年度	2,500(仮)	R7年度	- 1873	-	-	-	2,500(仮) -	-	-	成長戦略において、「焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額を2020年度実績から2025年度までに3割程度増加させることを目指す」とKPIが設定されている。		

		次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】 【測定指標】			
	学識経験を有する者の 知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
					【副次的効果が期待される目標】	
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報						